

高所作業車運転技能講習開催のご案内

平成 30 年 3 月
 岐阜労働局長登録教習機関
 建設業労働災害防止協会岐阜県支部
 (登録有効期間：平成 31 年 3 月 30 日)
 【登録番号：第 63 号】

労働安全衛生法の規定により、作業床の高さが 10 メートル以上となる高所作業車は技能講習を修了した方であれば運転できないことになっております。

当支部では、下記により標記技能講習を実施致しますので、資格が必要な方はこの機会に是非受講していただきますようご案内申し上げます。

1. 受講資格 満 18 歳以上で、下記の受講区分の資格を有する方

2. 受講日数及び受講料等

区分	1		2
対象者 (資格)	技術検定	建設機械施工技術検定	移動式クレーン運転士免許を受けた方 又は 小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方
	運転免許	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型特殊自動車 ・ 大型自動車 ・ 中型自動車 ・ 準中型自動車 ・ 普通自動車 	
受講科目	技能講習	<ul style="list-style-type: none"> ・ フォークリフト ・ ショベルローダー等 ・ 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) ・ 車両系建設機械(基礎工事用) ・ 車両系建設機械(解体用) ・ 不整地運搬車 	
	上記のうち、いずれかの資格をお持ちの方		
受講日数	3 日		2 日
受講料	35,000 円		33,000 円
テキスト代	1,850 円		1,850 円
合計	36,850 円		34,850 円

※ 建設業労働災害防止協会岐阜県支部会員事業場の方は、テキスト代を「1,000 円」補助いたします。

3. 開催の日時及び会場

科目	日 時	場 所
学科講習	平成 30 年 6 月 17 日 (日) 13 時 ~ 16 時 10 分 (表の区分 1)	岐阜市藪田東 1-2-3 サンレイラ岐阜 電話 (058) 273-3927
	平成 30 年 6 月 18 日 (月) 9 時 ~ 17 時 25 分 (全受講者)	
実技講習	平成 30 年 6 月 19 日 (火)	岐阜市上西郷 3 丁目 30 番地 建災防技能教習所 連絡先：建災防岐阜県支部 (058) 276-3743

4. 受講申込

- ・ 受講申込書に所要事項を記入し、写真1枚(3.0cm×2.5cm 6ヶ月以内に撮影)を貼付して下記へお申込みください。
(デジタルカメラ写真不可。サングラス不可、無帽、正面、上半身、背景無地のもの)
- ・ 受付 平成30年4月5日(木)より
(ただし、定員(20名)になり次第締切ります。)
- ・ 講習当日は必ず受講票を持参してください。
- ・ 受講料等は申込み受付後、請求書を郵送いたしますので講習日の1週間前までに納付してください。

5. 申込先

〒500-8382 岐阜市藪田東1丁目2番2号 建設業労働災害防止協会 岐阜県支部
TEL: 058-276-3743

《お振込先》 十六銀行 県庁支店 普通預金 No. 395628
口座名: 建設業労働災害防止協会岐阜県支部

6. その他

- ・ 技能講習を受講される方は、区分-1及び区分-2に該当する免許証等の写しを添付すること。
- ・ 学科講習には、筆記用具(HBの鉛筆、消しゴム)を持参すること。
- ・ 実技講習には、ヘルメット・安全帯・昼食・飲物を持参すること。
(降雨等が予想される場合は、雨具、長靴、防寒着等が必要となります。)

【欠席や遅刻した場合の対応について】

- 遅刻や途中で退場された場合は、再受講していただきます。
(遅刻): 30分以上遅刻された方は、受講することができません。
(上記の場合、再受講となり受講料も再度必要となりますので、ご注意願います。)
30分以内の場合は、遅れた時間分の補講を行っていただきます。
(途中退場): 「欠席」扱いとさせていただきます。(受講料、テキスト代の返金はありません。)
- 道路事情、交通機関等の理由により、多くの受講生が遅刻するような事態が発生した場合は、開始時刻を遅らせるなどの時間帯の調整を行います。

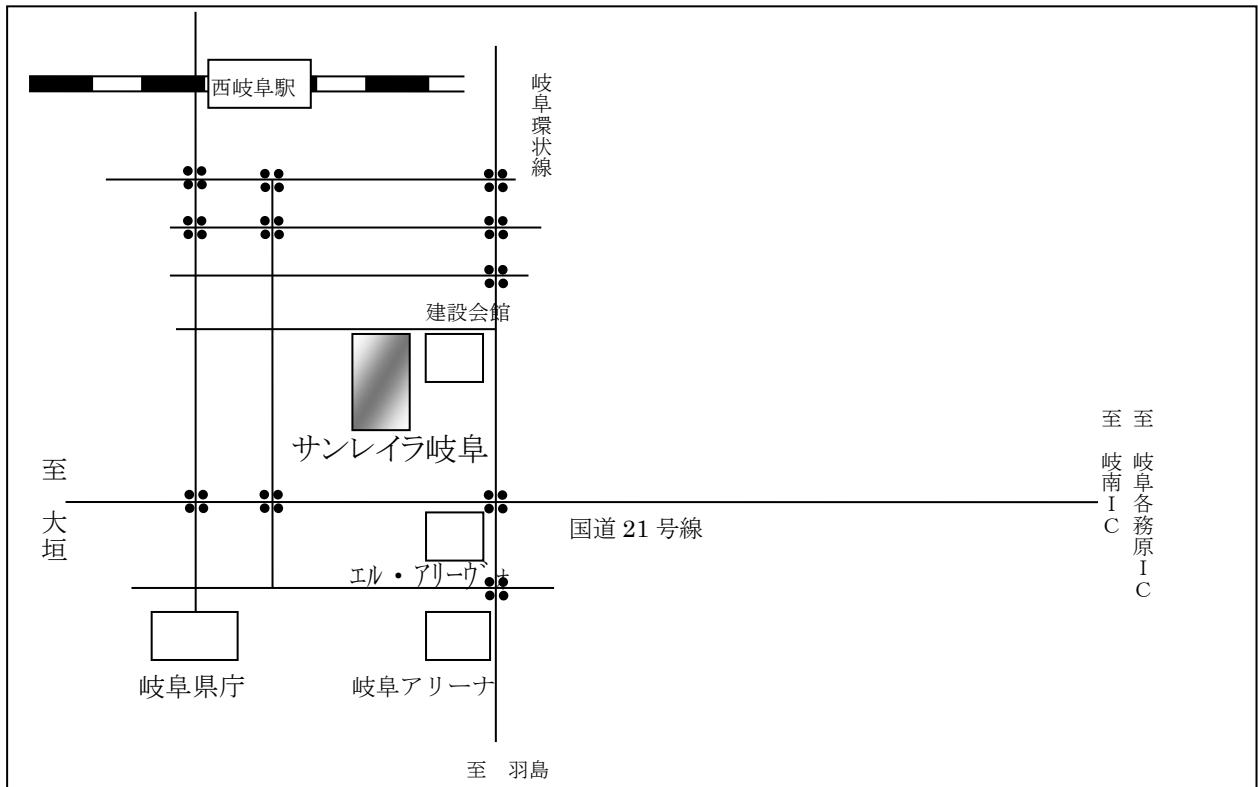
【会場案内図】

☆ 駐車場には限りがあるため、公共交通機関をご利用ください。

お車で、ご来場される場合はサンレイラ岐阜南側駐車場をご利用いただきますようご協力をお願いいたします。(サンレイラ岐阜と岐阜ハウジングギャラリー県庁前の間となります。)

☆ サンレイラ岐阜正面又は、北側に駐車いただくと、お車の移動をお願いする場合がございます。

☆ 駐車場には限りがあるため、公共交通機関をご利用ください。



※ 実技会場については、学科講習時に案内図等を配布いたします。

建設労働者確保育成助成金制度のご案内（予定）

（なお、本制度を活用する場合は岐阜労働局助成金センター又は各ハローワークにて十分ご確認のうえ、手続きをお進めください。）

【平成 30 年度】

- ①. 中小建設事業主（雇用保険料率が 1000 分の 12）が、雇用する労働者（雇用保険被保険者であること）を本技能講習に受講させた場合、受講料や賃金の一部が助成される「建設労働者確保育成助成金」の対象となります。

〈技能講習等のお申込時にご留意いただきたい点〉

- ・ 平成 29 年 4 月 1 日以降に開始する技能講習等は、**事前**（技能講習等を開始する日の原則 **2 ヶ月前から 1 週間前まで**）に建設労働者確保育成助成金計画届等の提出が必要となります。
- ・ 計画届は各社で作成していただき管轄のハローワーク（又はハローワーク岐阜管轄の方は助成金センター）へ持参により提出していただきますようお願いいたします。

【厚生労働省 HP アドレス】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html

高所作業車運転技能講習受講申込書

講習希望日	平成 30年 6月 17日～ 19日 開催分			
フリガナ				
氏 名				
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満 才)			
現住所	〒□□□-□□□□			
電話番号	() —			
所 属	所在地	〒□□□-□□□□		
	事業場名			
	電話番号	() —	担当者名	
受講区分	1	— 一般コース	申込みになるコースに○をつけて下さい。 区分1及び区分2に該当する免許証等(写し)を添付してください。	
		助成金コース		
	2	— 一般コース		
		助成金コース		
事業主証明 (必須)	上記の者は、当社従業員であることに相違ないことを証明します。			
	事業所名 代表者名		Ⓜ	
個人事業主の場合は、第三者(同業他社)の証明が必要となります。				
個人情報の取扱いについて				
本申込用紙にて当支部に提供していただいた個人情報は、修了証へ記載するためのものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。				

本申込書を郵送又は持参される際は、別紙「受講申込みについて(注意事項)」をご参照いただき、必要書類に漏れがないようにしてください。

平成 年 月 日

建設業労働災害防止協会岐阜県支部殿

写 真

全面のり付けし
貼付して下さい

**デジタルカメラ
写真不可**

3.0cm×2.5cm

申 請 者
(受講者本人)

Ⓜ

受講番号	NO.
------	-----

必要事項をご記入の上、お持ちいただくか、郵送にてお申込み下さい。

〒500-8382 岐阜市藪田東1-2-2 建設会館2階
建設業労働災害防止協会岐阜県支部
TEL (058) 276-3743

業務時間 平日 9:00～12:00 13:00～17:00
土・日・祝日休み

～ 受講申込みについて（注意事項） ～

- 本技能講習の申込みに際し、下記書類を必ずご用意ください。
- 書類に不備がありますと受付することができませんので、ご注意ください。

【必要な書類】

①. 高所作業車運転技能講習受講申込書

- ・ 必要事項を記入してください。
- ・ 事業主証明は、必ず代表社印の押印をお願いします。
- ・ 個人事業主の方は、第三者（同業他社）の証明が必要となります。

②. 証明写真 1枚（縦 3.0cm×横 2.5cm）

- ・ 写真裏面には、氏名並びに会社名を記入してください。
- ・ 写真は、「無帽、正面、上半身、背景無地のもの」とします。
- ・ デジタルカメラ写真不可。
- ・ サングラス不可。

③. 本人確認書類

氏名、生年月日を公的に証明する書類として下記のいずれかを添付してください。

1. 運転免許証（写）
2. 健康保険証（写）
3. 登録教習機関発行の各種技能講習等修了証（写）
4. 官公庁発行の各種免許等
5. パスポート（写）
6. 在留カード（写）

④. 資格の確認書類

「区分1」並びに「区分2」を証明する書類を添付してください。

区分	1	2
	<ol style="list-style-type: none">1. 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建設機械施工技術検定合格された方2. 大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許所持者3. フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習、不整地運搬車運転技能講習を修了された方	移動式クレーン運転士免許を受けた方又は、小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方

出席確認 (※)

	1 日目 (学科)	2 日目 (学科)
午前		
午後		

<注意>

※ 全科目受講者は、全時間 (2 日間) 出席となります。

※ 一部受講免除者は、「2 日目」のみの受講となります。

	1 日目 (実技)
午前	
午後	